

《公共用財産用途廃止申請に係る提出書類一覧》

No.	提出書類の種類	作成方法等
1	公共用財産用途廃止申請書 (様式第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者印は実印を押印のこと ・面積は、小数点以下第3位を切り捨て ・無地番の場合は、地先で表示すること ・土地の種目の表示をすること【例】道路敷、水路敷
2	案内図	<ul style="list-style-type: none"> ・申請地周辺の目標となるものを含んだ地図(住宅地図等) ・申請地を朱書きで表示する
3	平面図 (縮尺1/500～ 1/2, 500)	<ul style="list-style-type: none"> ・用途廃止申請地周辺の状況(建物配置等)が把握できるもの ・用途廃止する公共物を赤色で着色 ・一体利用地を緑色で着色
4	公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局備え付けの公図を転写したもので隣接地が全て入っているもの ・申請地を赤色で着色 ・転写日及び転写した者の氏名を記入 ・申請者が所有している土地を緑色で着色(一体利用の範囲を明確にする。)
5	地積測量図 (縮尺1/250又は1/500)	<ul style="list-style-type: none"> ・座標計算を行ったもの(三斜測量法は不可) ・杭の表示及び杭の種類を明記 ・図面作成者の資格、氏名及び作成年月日を記入 ・作成者の押印をする(全てに押印する) ・地積測量図のみ別途3部提出する
6	申請者の印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日の3ヶ月以内のもの
7	用途廃止地の土地登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・表示登記、保存登記がなされている場合は添付 ・申請日の3ヶ月以内のもの
8	用途廃止地に隣接する土地の土地登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・用途廃止地に線及び点で接する土地全ての土地登記事項証明書(申請者の所有地も含む)。 ・申請日の3ヶ月以内のもの。
9	用途廃止地に隣接する土地所有者の同意書及び印鑑証明書(様式第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・同意書の印鑑は実印を押印すること ・用途廃止地に線及び点で接する土地の所有者の同意書。 ①境界の確認、②利用者としての同意、③隣接地である公共財産(土地)が処分(払下げ)されることの同意、以上の3点についての同意の内容を含むこと ・同意書には地積測量図を添付し割印(実印)をする ・申請日3ヶ月以内の印鑑証明書を添付 ・共有の場合は、共有者全員分が必要 ・未相続の場合は、相続人全員分の同意が必要(相続相関図を添付し、戸籍(除籍)謄本を添付する。)
10	利害関係者の同意書 (様式第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・同意書の印鑑は認印で可 ・当該公共物に関し利害関係のある者(当該公共物の利用者や特別な権利を有する者)の同意をえること ・同意書には地積測量図を添付し割印をする 【例】 地元自治会長の同意(道水路)、農家組合長の同意(水路)、当該公共物の利用者又は特別な権利のある者(その状況に応じて判断する)
11	使用状況調書 (様式第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者の状況については、使用始期、使用経緯が記入されていること ・隣接地の状況には隣接地の全てが記入されていること
12	用途廃止公共物の写真	<ul style="list-style-type: none"> ・カラー写真 ・3方向から撮影すること ①起点から終点に向かって撮影したもの ②終点から起点に向かって撮影したもの ③起点・終点を含め、当該公共物の側面から全体を見渡すしたもの ただし周辺の状況により3方向の撮影が不可能な場合は、現況から把握できるような場所・方向から撮影 ・写真撮影方向を図面に表示 ・正本についてはカラーコピー等は不可 ・用途廃止地を朱書きすること
13	その他参考図書	<ul style="list-style-type: none"> ・必要のある場合のみ

※ 提出部数は正・副で2部
地積測量図のみ別途3部必要です
副本については、申請書以外はコピー可